

〔ダイジェスト〕

3 ふれあい型食事サービス事業について

◆事業のポイント

- ・対象者食事助成 200円/1人1回
- ・調理ボランティア食事助成 200円/1人1回
- ・配達ボランティア実費弁償 200円/1人1回
- ・事務費 42,000円/1地区
- ・活動中の事故に備えて鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入します。

人数報告をお願いします。（「1 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の登録について」参照）

◆助成金振込について

- 1 地区社会福祉協議会を通じて助成金を交付します。

下記の書類提出をお願いします。〔申請期限：5月26日（金）〕

助成金申請書、実施計画書、収支予算書、関係資料、請求書

提出後、4期（6月下旬 9月下旬 12月下旬 2月下旬）に分けて振込手続きをします。

※4期分（2月下旬振込分）については、4月～12月の実績、1～3月の見込みを基に当初より変更（増減等）がありましたら、変更申請書の提出をお願いします。（書類は12月の第4回地区社協連絡会で配布します）

〔変更申請書提出期限：平成30年1月31日（水）〕

- 2 年度終了後、報告書、実施報告書、収支決算書、事業概要の提出をお願いします。